

ご遺族サポートブック

糸島市

このサポートブックでは、市役所以外の手続きをご案内します。
窓口でお待ちいただいている時や、ご自宅にお帰りになった後にご覧ください。



ご遺族の方へ

ご親族のご逝去を悼み、謹んでお悔やみ申し上げます。

おくやみ手続きでは、このサポートブックと併せてお渡しした「手続き案内リスト」に沿って、窓口での手続きを進めてください。

◎受付時間

平日 8時30分から17時15分まで

土日祝日、12月29日から1月3日まではお休みです。

17時15分以降は、新たな手続きはお受付できません。

後日改めてお越しく下さい。

◎お問い合わせ

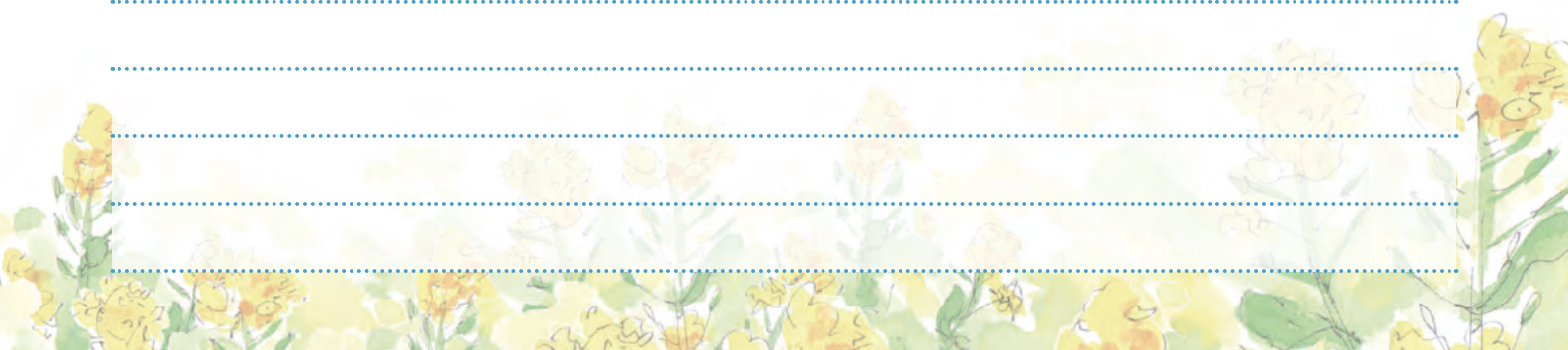
糸島市前原西一丁目1番1号 糸島市役所1階

糸島市役所市民課

電話：092-323-1111（代）

MEMO

Handwriting practice area with horizontal dotted lines.

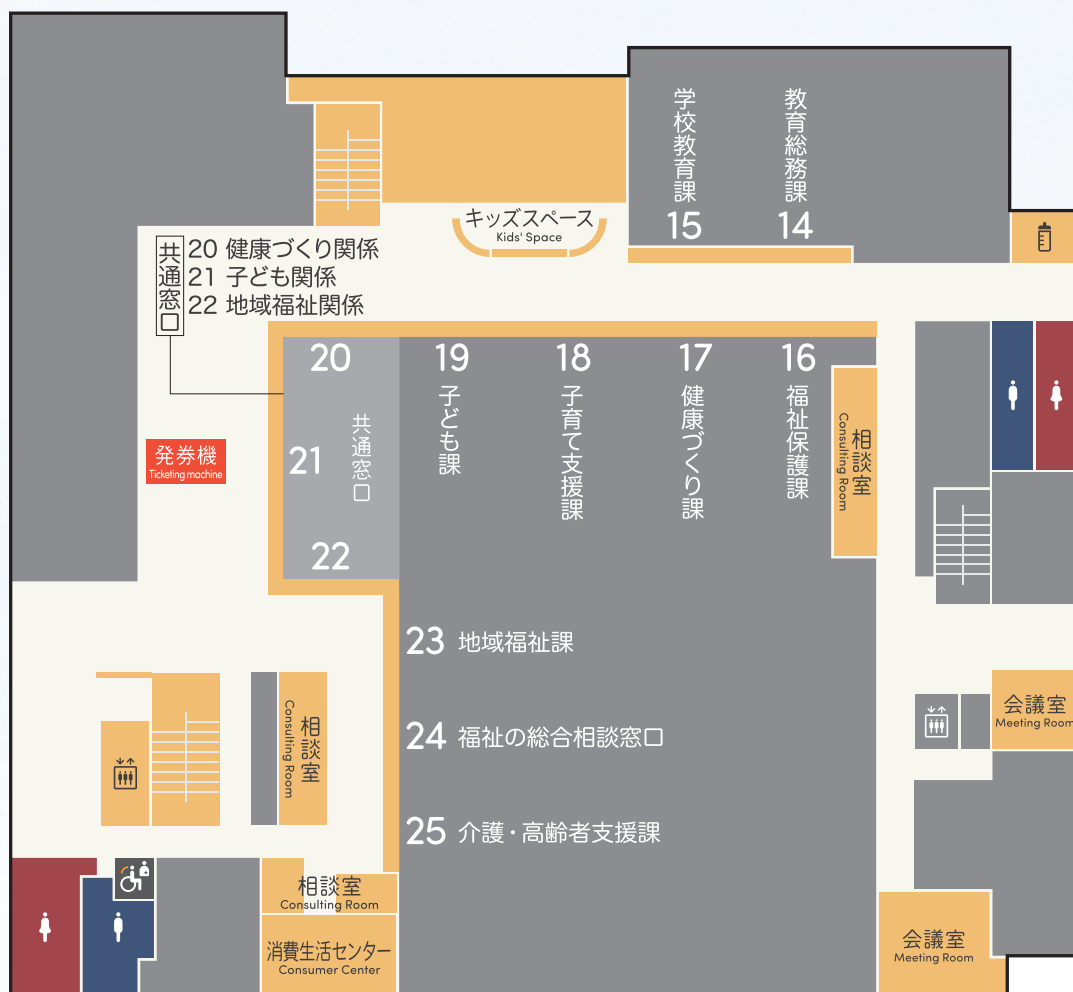


フロアマップ

1 階



2 階



3 階より上の階の主な窓口

- | | | |
|---------|-----|--------------|
| 上下水道の契約 | 3 階 | 上下水道サービスセンター |
| 改葬手続き | 3 階 | 環境政策課 |
| 空き家の相談 | 4 階 | コミュニティ推進課 |

身近な人が亡くなった後の手続き等の一般的な流れ（目安）

	3 か月以内	4 か月以内
届出・手続き	○納骨 ○四十九日 ○初七日 ○通夜・葬儀・告別式 ○葬儀・法要の連絡・調整	
届出・手続き	○相続放棄・限定承認 ○相続財産調査 ○相続人調査 ○遺言探索・遺言書の検認 ○公共料金等の手続き (9ページ参照) ○年金関係の手続き ○死亡届等 (13～14ページ参照)	
税金		○所得税の 準確定申告(14ページ参照)

10 か月以内

1 年以内

○一周忌

○遺留分侵害額請求の時効

被相続人が財産を遺留分権利者以外に贈与又は遺贈し、遺留分に相当する財産を受け取ることができなかった場合に、その侵害額に相当する金銭の支払を請求する手続きの時効（相続の開始及び遺留分を侵害する贈与又は遺贈があったことを知った時から1年を経過したとき）

○払戻・解約・名義変更等
○遺産分割協議（15ページ参照）

○相続税の申告（14ページ参照）

亡くなられた方が会社員だったときは

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項 目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	故人の勤務先に提出します。
社員証など貸与物品の返却		勤務先から貸与を受けていたものを返却します。
国民健康保険などへの加入		ご遺族が、亡くなられた方の被扶養者であったときは、死亡により被扶養者の資格を喪失します。国民健康保険またはそのほかの健康保険に加入します。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2 年以内	加入していた健康保険に、埋葬料を請求します。
遺族厚生年金の請求	5 年以内	【必要なもの】 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票のコピー、受取人の印鑑、振込先口座番号 【手続き先】 故人の勤務先を所管する社会保険事務所 【その他】 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。

亡くなられた方が個人事業主だったときは

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。

なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項 目	期 日	備 考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	提出先 西福岡税務署 代表 ☎ 092-843-6211
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業など届出書	1 ヶ月以内	
給与支払事務所などの 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする 年の翌年 3 月 15 日まで	

遺骨の納骨について

◎遺骨を墓地・納骨堂に納骨するとき

遺骨と埋火葬許可証（火葬許可証）を納骨先に持って行ってください。

◎改葬するとき（先祖の遺骨をまとめるとき）

1 改葬先（新しい墓地・納骨堂を確保）

必要に応じて改葬先の管理者から次の書類を発行してもらいます。

・使用許可書 ・受入証明書

2 現在利用している墓地・納骨堂に相談

改葬・遺骨を取り出すにあたって必要な手続きをあらかじめ確認しておきます。

3 改葬許可申請

墓地・納骨堂に遺骨を移す際に必要な手続きです。

現在利用している墓地・納骨堂のある市区町村に改葬許可申請を行い、改葬許可証を受け取ります。申請には現在利用している墓地・納骨堂の管理者からの証明が必要になります。詳しくは、現在利用している墓地・納骨堂のある市区町村にお問い合わせください。

必要書類 ▶ 改葬許可申請書

4 納骨

改葬先に改葬許可証を提出し、納骨を行います。

糸島市内で納骨している遺骨の改葬許可について

糸島市環境政策課（市役所 3 階） ☎ 092-332-2068

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

主な手続きの種類		☑	手続き窓口	電話番号
国・県などの手続き	運転免許証の返納	☐	糸島警察署 (糸島市前原中央)	092-323-0110
	軽自動車の名義変更・廃車	☐	軽自動車検査協会 福岡主管事務所 (福岡市東区みなと香椎)	050-3816-1750
	普通自動車・大型バイクの 名義変更・廃車手続き	☐	九州運輸局福岡運輸支局 (福岡市東区千早)	050-5540-2078
	県営住宅に入居中の方	☐	福岡県住宅供給公社 (福岡市中央区天神)	092-713-1683
	県税関係	☐	西福岡県税事務所 (福岡市中央区赤坂)	092-735-6141
	雇用保険(失業保険)受給中 の方	☐	ハローワーク福岡西 (福岡市西区姪浜駅南)	092-881-8609
	所得税・相続税などの国税 *死亡した年の収入の申告が 必要な場合があります。	☐	西福岡税務署 (福岡市早良区百道)	092-843-6211
	土地や家屋の登記名義変更	☐	福岡法務局西新出張所 (福岡市早良区祖原)	092-831-4114
	特定医療費(難病指定)受給 者証をお持ちの方	☐	糸島保健福祉事務所 (糸島市浦志)	092-322-1439
	亡くなられた方が、被扶養者 だった	☐	扶養者が加入している健康保険組合にお問い合わせ ください	
官公庁以外の手続き	電気、ガス、固定電話、携帯 電話、インターネットなどの精 算・名義変更など	☐	領収書などに記載されている各会社にお問合せくだ さい。	
	預貯金のお手続き	☐	各金融機関にお問合せください。	
	生命保険の請求	☐	各契約会社にお問合せください。	
	クレジットカードの手続き	☐	各契約会社にお問合せください。	

市役所外での主な手続き

相続について

マイナンバーカードをお持ちなら、**証明書は、コンビニで！**

コンビニ交付は、コンビニエンスストアや、スーパーマーケットなどにあるマルチコピー機を使って、市役所の窓口より安く証明書が取得できるサービスです。電子証明書を搭載したマイナンバーカードをお持ちの方は、便利でお得なコンビニ交付をご利用ください。

コンビニ交付で取得できる証明書の一覧

証明書の種類	☒	取得できるもの	利用時間
住民票の写し	☐	本人や同一世帯の現在分	6:30-23:00
印鑑登録証明書	☐	本人のもの	
所得証明書	☐	本人の最新年度分	
所得・課税証明書	☐		

○本籍と住所がともに糸島市の方は、次の証明書もコンビニ交付で取得できます。

戸籍謄本・戸籍抄本	☐	本人や同一戸籍の人の 現在分	平日のみ 9:00-17:00
戸籍の附票の写し	☐		

取扱時間は、証明書の種類により異なります。
メンテナンスにより、利用停止することがあります。
また、条件によりご利用いただけないことがあります。
詳しくは、市ホームページ（右QRコード参照）をご覧ください。
※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



市役所外の主な手続き
相続について

MEMO

銀行口座凍結時の解除の方法

口座凍結解除の大まかな流れ

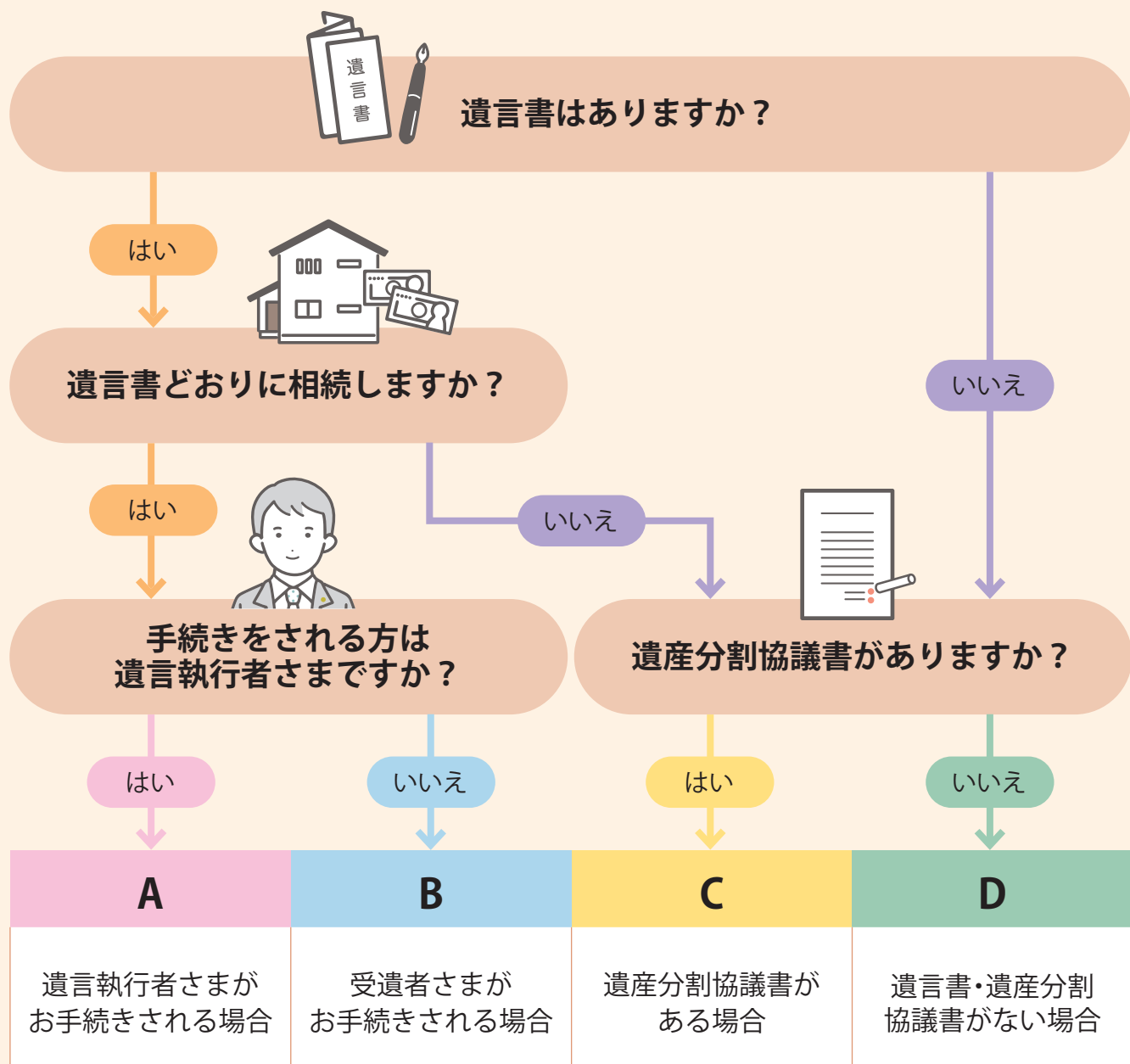
1. 金融機関窓口に口座凍結解除依頼
2. 口座凍結解除に必要な書類の収集
3. 凍結解除の必要書類を銀行に提出

※金融機関毎に必要な書類が異なるため、詳細は各金融機関にお問い合わせください。

必要書類の準備

市役所外の主な手続き

相続について



代表的な持ち物

対象者	必要書類	入手先
全員	被相続人(故人)の通帳・証書、キャッシュカード等	ご遺族
全員	被相続人(故人)の戸籍謄本	市区町村
全員	各金融機関の必要書類	各金融機関
A B C D	相続人の印鑑証明 ・遺言書がある場合：遺言執行者分 ・遺言書がない場合：相続人全員分	市区町村
A B	遺言書(原本)	ご遺族
A B	検認調書または、検認済証明書(原本) ※自筆証書遺言で法務局への保管制度を利用されていない場合	家庭裁判所
C	遺産分割協議書(原本)	ご遺族
C D	相続人全員分の戸籍謄本	市区町村
D	相続関係届出書 (金融機関により名称が異なります)	各金融機関

市役所外の主な手続き

相続について

MEMO

相続に関する手続きチェックリスト

☒	項 目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
☐	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)	3ヶ月以内	共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
☐	相続放棄・限定承認		被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

☒	項 目	期 日	備 考
☐	所得税の準確定申告	4ヶ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。
☐	相続税の申告・納付	10ヶ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円＋600万円×法定相続人の数

MEMO

令和6年
4月1日から

不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ ①	戸籍関係書類の取得 相続開始の証明と法定相続人の特定
ステップ ②	遺産分割協議・協議書の作成 協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化
ステップ ③	登記申請書の作成 法務局（登記所）提出書類の作成
ステップ ④	登記申請書の提出 法務局（登記所）へ提出
ステップ ⑤	登記完了 法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。
相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。
相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

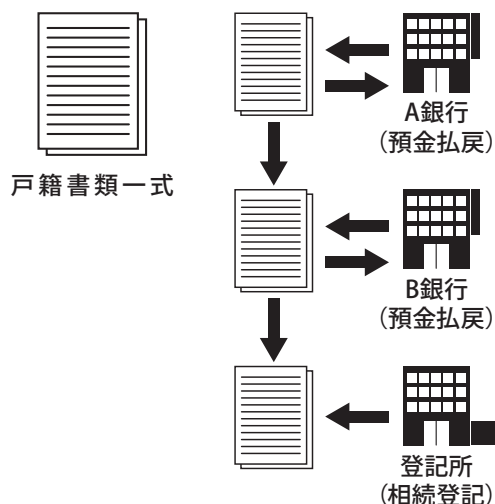
法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度もし直す必要がなくなります。(※1)

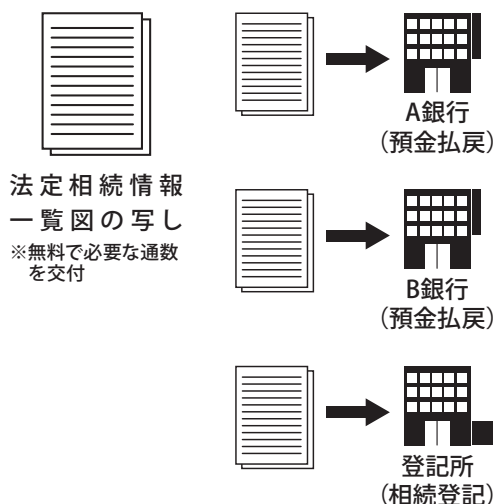
(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

市役所外の主な手続き

制度の概要

① 申出 (法定相続人または代理人)

1. 市区町村の窓口で戸籍謄本などを収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付 (登記所)

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家(※2)に依頼することも可能です。

(※2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ

検索

相続について

戸籍謄本の広域交付

本籍地がどこかにかかわらず、市区町村役場でも、戸籍謄本や除籍謄本の交付申請ができるようになりました。戸籍謄本などの取得は、最寄りの市区町村の証明交付窓口での広域交付をご利用ください。

戸籍謄本の広域交付によって取得できるもの

- ・申請者本人の戸籍謄本、除籍謄本
- ・申請者の父母、祖父母など直系尊属の戸籍謄本、除籍謄本
- ・申請者の子や孫など直系卑属の戸籍謄本、除籍謄本
- ・申請者の配偶者の婚姻より前の戸籍謄本、除籍謄本
- ・申請者と死別した配偶者の婚姻より前の戸籍謄本、除籍謄本

申請にあたっては、対象の人の「氏名」、「生年月日」、戸籍の「本籍」「筆頭者」が必要です。また、顔写真付きの本人確認書類をお持ちください。

広域交付によって取得することができないもの

特殊な字体や、事情により、電子データにできなかったもの、いわゆる「改正不適合戸籍」
一部事項証明書（抄本）、個人事項証明書、記載事項証明書、戸籍の附票、身分証明書、独身証明書

傍系親族のもの（父母の戸籍から除籍したきょうだいのものなど）

配偶者の親族のもの（配偶者の親のもの、申請者自身の子ではない配偶者の子のものなど）

離別した配偶者のもの

本籍や筆頭者がわからないもの、対象者の氏名や生年月日がわからないもの、申請人との関係が確認できない人のもの

郵送請求、代理人による請求、弁護士など有資格者の職務上請求（これらの請求は、請求先市町村が本籍のものに限ります。）

注意点

出生、死亡、婚姻、離婚、入籍、転籍など、戸籍に関する届出を受け付けて、本籍市区町村が処理中の戸籍謄本は、交付できません。届出から戸籍の反映までには、おおよそ2週間以上かかります。戸籍に届出の内容が反映される時期は、本籍の市区町村にお尋ねください。

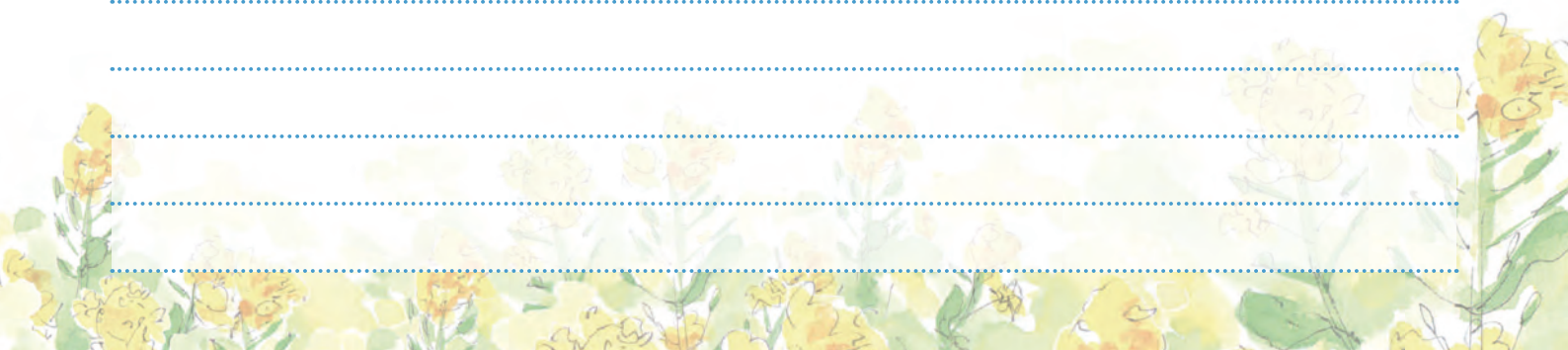
DV被害者等に対する支援措置を申し出ている人の戸籍謄本は、交付できません。

相続人であっても、上記の「広域交付によって取得することができないもの」に該当するものは交付できません。

このほか、法務省連携システムの不具合や、本籍の市区町村の戸籍データの問題から、請求の対象となる戸籍謄本を交付できないことがあります。

MEMO

Handwriting practice area with horizontal dotted lines.



相続税を専門にしています。 糸島市で相続税申告相談なら 廣瀬税理士事務所 へお任せください。



初回
無料

相続税で困ったときは、お気軽にご相談ください！

相続専門の税理士が分かりやすくアドバイスさせていただきます。
まずはお気軽にご相談ください！

豊富な
知識と経験

糸島市役所から
徒歩1分

廣瀬税理士事務所では、人生経験豊富で親しみやすい所長をはじめ、相続相談のプロであるスタッフがお客様にとってのベストな相続をめざして誠心誠意サポートしてまいります。
まずは無料相談にてお気軽にお悩みをお聞かせください。

アクセス

- 筑前前原駅から徒歩3分
- 前原インターチェンジから7分



土日祝日も面談可能

平日は忙しい方のために、相続相談ルーム糸島では、**土日祝日も面談対応させていただいております。**ご希望の方は、お電話の際にお伝えください。

ワンストップサポート

相続専門の司法書士、弁護士とも提携しておりますので、**相続のお悩みを「丸ごと」お任せいただくことができます。**

相続専門税理士が対応

当事務所代表の廣瀬は、**糸島市で相続に注力する数少ない専門家**です。お気軽に面談にお越しください。

相続税申告 初回相談 無料

廣瀬税理士事務所

〒819-1117 糸島市前原西1-8-27 第2広瀬ビル3F

☎ 0120-028-920

受付時間 9:00 ~ 18:00 (平日)

<https://www.souzoku-help.biz>

相続相談ルーム糸島

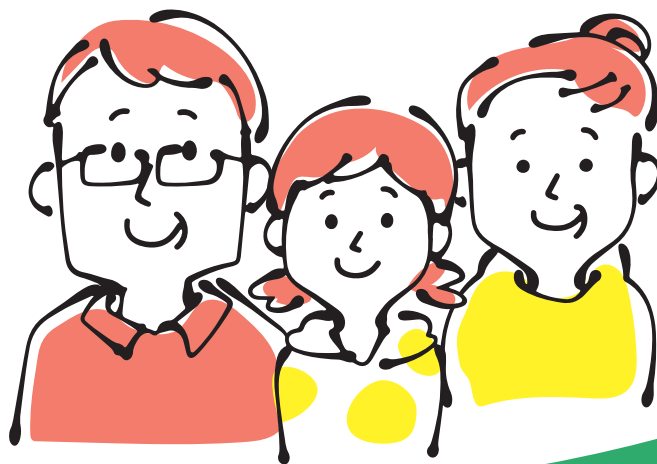
🔍 検索

相続専門ホームページを是非ご覧ください！
ホームページはこちら！→



相続 法律相談

舞鶴中央司法書士法人



初回相談は無料です！



ご自身や家族のために、こんなお悩みありませんか？

- ☑ そもそも相続って何をする必要があるの？
- ☑ どんな書類が必要になるの？
- ☑ 借金まで相続しなければならぬの？
- ☑ 亡くなった時のために遺言書を準備しておきたい。

相続以外にも、不動産登記、起業など
様々な法律関連の相談に対応可能です！

相続でお悩みなら舞鶴中央司法書士法人にご相談ください！

ご自身が相続を受ける状況になった場合、何をすればいいのかわからない人がほとんどです。しかし、令和6年4月から相続登記が義務化されたことにより、不安に思われる方も多いかと思われます。舞鶴中央司法書士法人はこれまでに数多くの相続関連のご相談を承ってきました。安心して手続きが進められるようにサポートいたします。



代表 司法書士 稗田 大祐

完全
予約制

お気軽にご相談ください。LINE での相談も可能です。

☎092-741-3149

受付：平日 9:00 ～ 18:00



舞鶴中央司法書士法人

福岡県福岡市中央区舞鶴 3-7-13 大禅ビル 410

<https://maizuru-office.com>

舞鶴中央司法書士法人

検索



相続にまつわるお悩み

お気軽にご相談ください

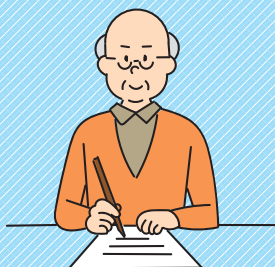
相続の
困りごと



相続財産の別け方が
決まらない…

相続の手続きは何から
始めたらいいんだろう…

遺言書
作成



遺言の作り方が
分からない…

家族やお世話になった方に
財産をあげたい

弁護士があなたのお悩みを解決します

ご質問・ご相談はお気軽に下記までお問い合わせください。

☎092-834-3333

受付
時間

9:00~7:30
(定休日 土日祝)

福岡伊都法律事務所

弁護士 岸野 慎司（福岡県弁護士会所属）

弁護士 室屋 敏弘（福岡県弁護士会所属）

〒819-0168 福岡市西区今宿駅前1-4-4 RTコート101

FAX 092-834-3331

🌐 <https://fukuokaito-law.com>

✉ info.fukuokaito@circus.ocn.ne.jp



本誌ご持参で、初回相談 1 時間無料

不動産のことなら、信頼と実績の 東急リバブルへ



糸島市、西区エリアを中心に、地域密着の提案営業を心掛け、
1件1件丁寧に対応させていただきます。

毎月税務相談会も実施しておりますので、
お気軽にお問い合わせをいただければと思います。

無料査定 秘密厳守 ☎ 0120-951-095 FAX 092-688-0117
代表TEL 092-688-0109 Mail fu-meinohama@ma.livable.jp

不動産買取サービス(最短7日で現金化!!)



東急リバブル株式会社

〒819-0006 福岡市西区姪浜駅南1丁目6番14号
営業時間：10：00～18：00 定休日：火曜日・水曜日
<https://www.livable.co.jp/branch/meinohama/>

是非お気軽にご相談ください



本誌ご持参で、リバブル特製タオルプレゼント

福岡県弁護士会所属

遺産分割

相続放棄

遺言

遺留分

☎ 092-407-3292

平日 9:30-17:00

ふじさき法律事務所

明るい相談室



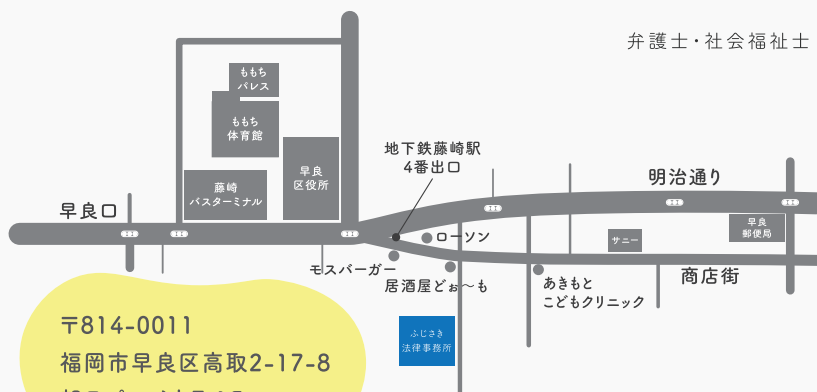
あ び こ けん す け
安孫子健輔

弁護士・社会福祉士



あ び こ ま り こ
安孫子真理子

弁護士



〒814-0011
福岡市早良区高取2-17-8
朝日プラザ高取1F

／ WEBでも予約できます ／

FUJISAKI-LAW.JP >>>



相続手続きや相続対策など まとめて、便利に安心安全対応します



専門的知識と多数の実績に裏付けられた相続のそれぞれのプロが全力でサポート

税理士 × 司法書士 × 宅地建物取扱者

糸島市で活動する3社が連携してワンストップで解決します！

初めてのことで不安な方
親身にご相談承ります

1社に相談すれば他の2社に
速やかに情報共有するので
面倒がなく安心・安全！

どのようなことでも
柔軟に対応・提案します！

全社が糸島市内・近隣
自治体の事業者なので
機動的な対応が可能！

《ご遺族様向けのサービス》

例として相続登記手続き・遺産分割協議の作成・関連事業者と提携

- 相続税計算・申告
- 相続税節税提案(相続発生後に可能な対策もあります)
- 不動産・株式評価
- 相続登記に必要な書類の収集
- 遺産分割協議書の作成
- 相続登記申請
- 不動産時価評価
- 賃貸不動産の世代交代手続き
- 権利関係が複雑な不動産の売却・活用
- 法定相続情報証明の作成
- 預貯金等の遺産承継業務

聞いて納得

税理士
簗原俊樹税理士事務所

いつでもお気軽にご相談ください

☎ **092-282-7276**

〒812-0035
福岡市博多区中呉服町1番11号
受付時間:午前9時から午後5時まで
定休日:土日祭日
Email:info@minohara-cpa.jp

迅速・丁寧

司法書士
安部司法書士事務所

いつでもお気軽にご相談ください

☎ **092-771-2845**

〒810-0073
福岡市中央区舞鶴3丁目1番24号
受付時間:午前9時から午後5時まで
定休日:土日祭日

安心サポート

宅地建物取引士
**ピーエスエンタープライズ
事務所**

いつでもお気軽にご相談ください

☎ **092-327-2828**

〒819-1314
糸島市志摩師吉158番4
受付時間:午前9時から午後5時まで
定休日:土日祭日

株式会社へいせいより
心からお悔やみ申し上げます。

遺品
整理

ご遺族様の
お力になれますよう、
努めてまいります

不動産
相続

清掃

売買

土地

お住まい

賃貸

故人様が所有されていた不動産についてお困りごとはございませんか？
私たちが、ご遺族様に寄り添った解決のお手伝いをさせていただきます



株式会社

へいせい(不動産部)

Tel.0800-888-1661

営業時間 10:00～18:00 定休日 GW・お盆・年末年始

糸島本社：福岡県糸島市前原西五丁目1番31号

宅建業許可：福岡県知事免許(14)第4295号 (公社)福岡県宅地建物取引業協会会員

※一般廃棄物が出た際の収集運搬は、自治体の法令等を遵守して行っております



※糸島市外の方もお気軽にご相談ください！

空き家のこと 相続のこと 介護のこと

困ったことは
何でも相談
してください。



糸島市空き家 予防推進協議会とは？

思い出っばいの糸島市の自宅や実家のこと、なんとなく気になる将来のこと、
「心配だけど、これからどうしようか・・・」私たち糸島市空き家予防推進協議会は、
そんなモヤッとした「どうしたらいいかわからない」をあなたと一緒に解決する「くらしの相談窓口」です。



取り組み内容 | ワンストップで解決します。

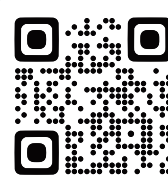
※各専門家と提携して行なっております。



一般社団法人
糸島市空き家予防推進協議会
〒819-1102
福岡県糸島市高田2丁目2-10 104号
お気軽にお問い合わせください

TEL.092-324-1212

<https://itoshima-akiyayobou.jp> 糸島空き家予防



糸島市空き家予防推進協議会



Instagram Facebook

発	行	糸島市役所
編集／制作		株式会社鎌倉新書
発	行	年
		2025 年 1 月

